

防衛省組織令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文 目次

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（第一条関係）	1
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）	2
○ 防衛省組織令等の一部を改正する政令（令和三年政令第八十一号）（附則第二項関係）	8

改 正 案	現 行
<p>（装備体系課） 第二百二十条 装備体系課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜五 （略） 六 装備品、船舶及び航空機（その主要な部分に先進技術又はこれに準ずるものが用いられているものに限る。）の研究改善に関すること。 七 （略） （航空機課） 第二百二十九条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜四 （略） 五 航空機等及び航空機等に関する需品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（教育課、装備体系課、施設課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。</p>	<p>（装備体系課） 第二百二十条 装備体系課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜五 （略） （新設） 六 （略） （航空機課） 第二百二十九条 航空機課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〜四 （略） 五 航空機等及び航空機等に関する需品等の研究改善並びに制式及び規格に関すること（教育課、施設課及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。</p>

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現

行

（二等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）

（二等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）

第四条 法別表第二自衛官俸給表の備考(一)の政令で定める官職は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、佐世保地方総監、航空総隊司令官、航空支援集団司令官、航空教育集団司令官、情報本部長その他これらに準ずる防衛省令で定める官職とする。

第四条 法別表第二自衛官俸給表の備考(一)の政令で定める官職は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、陸上総隊司令官、方面総監、自衛艦隊司令官、横須賀地方総監、佐世保地方総監、航空総隊司令官、航空教育集団司令官、情報本部長その他これらに準ずる防衛省令で定める官職とする。

2・3 (略)

2・3 (略)

（指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等）
 第六条の二十 (略)

（指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等）
 第六条の二十 (略)

2 法第六条第二項に規定する自衛官の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

2 法第六条第二項に規定する自衛官の俸給月額は、次の表に掲げるその者の占める官職に対応する同表に定める号俸による額とする。

項	官職	号俸
三	陸上総隊司令官	五号俸

項	官職	号俸
三	陸上総隊司令官	五号俸

備考 (略)	(略)	方面総監 自衛艦隊司令官 横須賀地方総監 佐世保地方総監 航空総隊司令官 航空支援集団司令官 航空教育集団司令官 情報本部長
	(略)	

(航空機乗員等の範囲)

第十一条の三 (略)

2~4 (略)

5 法第十六条第一項第五号に掲げる特殊作戦隊員として政令で定める自衛官(以下「特殊作戦隊員」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 特殊作戦を行う業務(以下「特殊作戦業務」という。)に従事することを本務とする自衛官

二 (略)

6 (略)

(航空手当等の月額)

第十二条 (略)

2~4 (略)

備考 (略)	(略)	方面総監 自衛艦隊司令官 横須賀地方総監 佐世保地方総監 航空総隊司令官 (新設) 航空教育集団司令官 情報本部長
	(略)	

(航空機乗員等の範囲)

第十一条の三 (略)

2~4 (略)

5 法第十六条第一項第五号に掲げる特殊作戦隊員として政令で定める自衛官(以下「特殊作戦隊員」という。)は、次の各号のいずれかに掲げる者として防衛大臣の定める者とする。

一 特殊作戦を行う業務(以下「特殊作戦業務」という。)に従事することを本務とする陸上自衛官

二 (略)

6 (略)

(航空手当等の月額)

第十二条 (略)

2~4 (略)

5 法第十六条第三項の特殊作戦隊員手当の月額は、特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第五項第一号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の四十九・五（その従事する特殊作戦業務に特定の技能が必要とされないものとして防衛大臣が定める特殊作戦隊員にあつては、その従事する特殊作戦業務の危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の三十三、百分の三十・二五、百分の十六、百分の十二・三七五、百分の十一又は百分の六・八七五）を、同項第二号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の三十九・六を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

6～8 (略)

(教育訓練招集手当の日額等)
 第十七条の十五 教育訓練招集手当の日額は、八千五百円とする。

2 (略)

別表第二(第八条の二関係)

勤務箇所	職員	調整数
海上幕僚監部	(略)	(略)

5 法第十六条第三項の特殊作戦隊員手当の月額は、特殊作戦隊員の属している階級における最低の号俸の額（その階級が三等陸佐以上の階級である場合にあつては、その額に百分の九十四・二の範囲内において防衛大臣が定める割合を乗じて得た額）に、第十一条の三第五項第一号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の四十九・五（その従事する特殊作戦業務に特定の技能が必要とされないものとして防衛大臣が定める特殊作戦隊員にあつては、その従事する特殊作戦業務の危険性及び困難性に応じて防衛大臣の定めるところにより百分の三十三、百分の三十・二五、百分の十二・三七五又は百分の六・八七五）を、同項第二号に該当する特殊作戦隊員にあつては百分の三十九・六を、それぞれ乗じて得た額（一円未満の端数は、切り捨てる。）とする。

6～8 (略)

(教育訓練招集手当の日額等)
 第十七条の十五 教育訓練招集手当の日額は、八千二百円とする。

2 (略)

別表第二(第八条の二関係)

勤務箇所	職員	調整数
海上幕僚監部	(略)	(略)

組織の区分	別表第三（第八条の三関係）		
	（略）	自衛隊に置かれる病院	自衛隊サイバ ー防衛隊
	（略）		<p>(1) 極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が極めて高いものに従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）</p> <p>(2) 極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が特に高いものに従事することを本務とする職員（(1)に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。）</p>
官職	（略）		
種別	（略）		二 三

組織の区分	別表第二（第八条の三関係）		
	（略）	自衛隊に置かれる病院	（新設）
	（略）		（新設）
官職	（略）		
種別	（略）		（新設）

備考 (略)		航空総隊司令部	(略)	
		航空支援集団司令部 (削る) 航空支援集団副司令官 幕僚長	(略)	一種
		航空教育集団司令部	(略)	

別表第五（第九条の七関係）

種類	支給される職員の範囲	支給額
救急救命処置 手当	医師が乗り組んでいない艦船（診療室その他の医療が行われる設備を有するものを除く。）又は航空機において、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）	業務一日につき、次の業務の区分に応じてそ

備考 (略)		航空総隊司令部	(略)	
		航空支援集団司令部 航空支援集団副司令官 幕僚長	(略)	一種
		航空教育集団司令部	(略)	

別表第五（第九条の七関係）

種類	支給される職員の範囲	支給額
救急救命処置 手当	医師が乗り組んでいない艦船（診療室その他の医療が行われる設備を有するものを除く。）又は航空機において、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）	業務一日につき二 千円

	<p>第二条第一項に規定する救急救命処置を行う業務に従事する救急救命士又は当該救急救命処置の補助を行う業務に従事する准看護師</p>	<p>れぞれ次に定める額 救急救命処置を行う業務 二千円 救急救命処置の補助を行う業務 千円</p>
<p>備考 一〇三 (略) 四 職員が同一の日において海上警備等手当を支給される業務（防衛大臣の定めるものに限る。）及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの業務及び作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。</p>		
	<p>第二条第一項に規定する救急救命処置を行う業務に従事する救急救命士</p>	
<p>備考 一〇三 (新設) (略)</p>		

○ 防衛省組織令等の一部を改正する政令（令和三年政令第八十一号）（附則第二項関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 附則 (略)</p> <p>2 (教育訓練招集手当に関する経過措置) 令和二年四月二十六日以前に実施された予備自衛官補の採用のための試験に合格し、予備自衛官補に採用された者に対する教育訓練招集手当の日額については、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の十五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 附則 (略)</p> <p>2 (教育訓練招集手当に関する経過措置) 令和二年四月二十六日以前に実施された予備自衛官補の採用のための試験に合格し、予備自衛官補に採用された者に対する教育訓練招集手当の日額については、<u>第三条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の十五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。</u></p> <p>3 (略)</p>